

## マイナンバーカードの紛失について

デジタル政策課において保管していた交付前のマイナンバーカード1枚を紛失したことが判明しました。

本件でご迷惑をおかけした方、また市民の皆様にご心から深くお詫び申し上げますとともに、マイナンバーカードの厳正な管理を改めて徹底し、再発防止に努めてまいります。

### 1 概要

令和8年1月9日、マイナンバーカードの新規交付のためにマイナンバーカード専用窓口内（市役所1階）の保管庫を確認したところ、交付前のマイナンバーカード1枚が紛失していることが判明しました。

### 2 マイナンバーカードに記載されていた特定個人情報

○券面情報：個人番号、顔写真、氏名、生年月日、性別、住所

○カードを有効化していないためオンライン申請等では利用できない状態

### 3 経緯及び対応

令和7年12月 1日（月） 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から本件の対象者の分も含めたマイナンバーカード（159枚）が宇治市へ郵送到着。

同日、交付前の設定作業（カードに埋め込まれているチップの正常動作確認）を行い、保管庫へ格納。

令和7年12月 2日（火） 対象者を含め交付通知書（159件）を発送する。

令和8年 1月 9日（金） 対象者来庁（新規のマイナンバーカード受取のため）。交付するため保管庫を確認したが見当たらなかったため、後日交付することです承をいただいた。

令和8年 1月 9日（金）～14日（水）

マイナンバーカード専用窓口（1階ロビー）事務室および作業事務室（市民課内）について徹底的な検索を行い、関係職員への聞き取りも実施したが、発見には至らなかった。

また、保管する全てのカードについて在庫確認（3,663枚分、1月11日時点）を行った結果、当該カード以外の紛失は無いことを確認した。

令和8年 1月15日（木） 対象者に対し、経緯を説明するとともに謝罪。

#### 4 事務処理内容と原因

##### ①事務処理内容

- ・マイナンバーカードは、紙製の小箱に入った状態で地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から宇治市へ納品され、交付前設定の作業後、納品日ごとに小箱に入れた状態で保管庫へ格納する。
- ・原則として、カードは本人へ交付する際を除き、保管庫から持ち出すことはない。
- ・交付が進んで在庫枚数が減少した小箱について、市職員が複数の小箱を1つに統合する作業を行い、空いた小箱は順次廃棄する。
- ・マイナンバーカードの保管庫は、執務時間中はマイナンバーカード専用窓口（1階ロビー）に配置し、市職員および受託者職員が業務に使用している。執務時間外はデジタル政策課（地階）へ移動させ、施錠保管を徹底しているため、関係者以外が取り出すことはできない管理体制となっている。

##### ②原因

- ・業務開始時、終了時におけるマイナンバーカードの枚数確認が徹底できていなかった。
- ・マイナンバーカードを保管している小箱の廃棄時に複数人による確認を徹底していなかった。

以上の管理状況や事務室内を徹底して搜索した状況から、紛失の原因は事務処理の過程において誤って廃棄してしまった可能性が高く、外部への流出の可能性は極めて低い。

#### 5 再発防止策

今後、このような事態を二度と発生させないため、チェックシートを用いた複数人による事務工程前後のマイナンバーカードの枚数確認、小箱の廃棄時の確認を徹底いたします。

また、市職員及び受託者職員一人ひとりがマイナンバーカードおよび個人情報の重要性を再認識し、個人情報保護マニュアルに基づき適正に事務を行うことなど、改めて全職員に周知し、適正な事務執行を徹底いたします。